

# 議案と結果

## 【2月24日提出・同日議決】

議案番号	件名	付託委員会	議決結果
議案第9号	平成27年度鯖江市一般会計補正予算(第5号)	総務・産建・教民	可決
議案第10号	平成27年度鯖江市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	教育民生	〃
議案第11号	平成27年度鯖江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第12号	平成27年度鯖江市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設	〃
議案第13号	平成27年度鯖江市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第14号	平成27年度鯖江市水道事業会計補正予算(第3号)	〃	〃
議案第21号	鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例および鯖江市議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務	可決(多数)
議案第22号	鯖江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	可決

市会案第1号	福野 葵議員の辞職勧告に関する決議	—	可決
--------	-------------------	---	----

## 【2月24日提出・3月18日議決】

議案第1号	平成28年度鯖江市一般会計予算	総務・産建・教民	可決(多数)
議案第2号	平成28年度鯖江市国民健康保険事業特別会計予算	教育民生	〃
議案第3号	平成28年度鯖江市後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃
議案第4号	平成28年度鯖江市介護保険事業特別会計予算	〃	〃
議案第5号	平成28年度鯖江市総合開発事業特別会計予算	産業建設	可決
議案第6号	平成28年度鯖江市水道事業会計予算	〃	〃
議案第7号	平成28年度鯖江市公共下水道事業会計予算	〃	可決(多数)
議案第8号	平成28年度鯖江市農業集落排水事業会計予算	〃	〃
議案第15号	鯖江市消費生活センターの組織および運営等に関する条例の制定について	総務	可決
議案第16号	鯖江市健康づくり推進条例の制定について	教育民生	〃
議案第17号	鯖江市行政不服審査条例の制定について	総務	〃
議案第18号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について	〃	〃
議案第19号	鯖江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	〃	〃
議案第20号	鯖江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例および鯖江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	〃	〃
議案第23号	鯖江市防災会議条例の一部改正について	〃	〃
議案第24号	鯖江市介護保険条例の一部改正について	教育民生	〃
議案第25号	鯖江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例および鯖江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	〃	〃
議案第26号	鯖江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	産業建設	可決(多数)
議案第27号	鯖江市民会館設置および管理に関する条例の廃止について	教育民生	可決
議案第28号	福井県市町総合事務組合理約の変更について	総務	〃
議案第29号	総合体育館耐震補強工事(建築工事)請負契約の締結について	教育民生	〃
議案第30号	専決処分の承認を求めることについて(平成27年度鯖江市一般会計補正予算(第4号))	総務・産建	承認
議案第31号	専決処分の承認を求めることについて(鯖江市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について)	総務	〃

## 【3月18日提出・同日議決】

議案第32号	鯖江市公平委員会委員の選任について	—	同意
議案第33号	鯖江市固定資産評価審査委員会委員の選任について	—	〃
議案第34号	鯖江市固定資産評価審査委員会委員の選任について	—	〃
議案第35号	鯖江市監査委員の選任について	—	〃

## 福野 葵議員の辞職勧告に関する決議（要約）

福野葵議員は、「私が平成27年2月15日から鯖江市に住んでいたということが検察に認められ不起訴になった」という主旨の発言をブログなどで発信している。しかし検察は、4月2日から居住を開始したと認定し、「不起訴（起訴猶予）」という判断をしたと新聞報道でも伝えられている。政治倫理推進委員会（以下、本委員会）による選挙管理委員会への聞き取りでも、検察は「告発がされた、電磁的公正証書原本不実記録罪（刑法第157条第1項）および同供用罪（同法第158条第1項）」「詐偽登録罪（公職選挙法第236条第2項）ならびに詐偽投票罪については、罪は成立しているが加罰はしない。」という不起訴（起訴猶予）処分であるとはっきり言明している。

現職議員が告発された重大な事案の検察判断が出された段階で、市民への丁寧な説明が不可欠であると本委員会は捉えているが、福野葵議員は、市民への説明も「考えていない」と発言している。また、これまでの福野葵議員はオープンデータで様々な情報公開していくと発信していたが、これに反し、自身の都合が悪い情報を隠しているとも捉えられかねない。

議会として、問題が発生した場合には当該議員に対しては、様々な指導や勧告など対応が考えられる。基本的に議員は議会基本条例などを順守し、自身の出処進退は、自身で適切な時期に適切な判断を行い、市民へ報告する義務があると認識している。このことから福野葵議員が説明責任を果たす機会を待っていたが、2月5日の議員への説明会では、結果的に福野葵議員の発言は約4分強程度という短時間で終わり、内容も丁寧な説明とはほど遠いものと、多くの議員が感じてしまう結果であった。また、2月22日の本委員会でも「記者会見は考えていないが、違う方法で説明したい」と言っている。

一方、議員辞職勧告は行うべきではないとの意見もあり、慎重に判断すべき事と認識している。なぜなら、議員は市民の投票で選ばれ任期を得て活動を行うもので、議員の言動に対する評価は、選挙で選挙民が行う事が望ましいからである。また、議員の出処進退は自身が判断し行うべきものであり、したがって、同僚議員が辞職を求める事は基本的には行うべきではないという意見もあった。

しかし、19日間の調査期間中、3日にわたる本委員会審査の結果、鯖江市議会最高規範である鯖江市議会基本条例第22条「議員は、市民の代表としての名誉と品格を損なう行為を慎み、またはその地位を利用して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為を慎み、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に務めなければならない。」に反しており、容認されるものではない。鯖江市議会の信頼を失墜させるものでもあると判断されるため、福野葵議員に対し、潔く自ら議員の職を辞することを勧告する。

平成28年2月24日

福井県鯖江市議会